名古屋港水族館事業協賛取扱基準

1 趣旨

この基準は、名古屋港水族館の理念に基づく実施事業に賛同する企業、各種団体(以下「企業団体等」という。)が協賛の取組みを行うにあたり、その取扱いに関して必要な事項を定めるものである。

2 協賛事業

企業団体等の協賛の取組み(以下「協賛事業」という。)は、名古屋港水族館の理念に 則した資金協賛あるいは物資協賛のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

なお、いずれの取組みも名古屋港水族館条例(平成4年名古屋港管理組合条例第6号) 第5条に反しない範囲で行うものとする。

- (1) 名古屋港水族館の主催する事業の目的達成に有益である取組み
- (2) 名古屋港水族館の教育普及活動に繋がると判断される取組み
- (3) その他、名古屋港水族館の主催事業にかかる広報活動など公益財団法人名古屋みなと振興財団(以下「財団」という。)と企業団体等が合意の上、実施する取組み

3 協賛事業の実施方法

- (1) 協賛事業の受け入れ等に係る事務は事業部がこれを行う。
- (2) 協賛事業の申込みは協賛申出書(第1号様式)により行う。
- (3) 協賛申出書を受理した場合、その内容を確認し、適正と認められる場合は、企業団体等に対し、協賛同意書(第2号様式)を交付する。

4 協賛事業の PR

協賛事業を行う企業団体等(以下「協賛団体」という。)は、協賛事業のPRを次の各号に掲げる行為により、行うことができるものとする。

- (1)協賛団体は、第2項により提供する物資に、協賛団体名等を掲載することができる。 ただし、掲載内容については、財団と協議するものとし、財団が不適切と判断するも のの掲載はできないものとする。
- (2) 財団は、協賛団体からの申し出があれば、協賛団体を紹介するホームページを名古 屋港水族館のホームページにリンクできるものとする。なお、ホームページの内容に ついては、財団と協議するものとし、財団が不適切な表現と判断するもののリンクは できないものとする。

5 協賛同意をおこなわない場合

次の各号のいずれかに該当すると認められる企業団体等には、第3項第3号の協賛同

意は行わないものとする。

- (1) 風俗営業法等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号) 第2条に規定する風俗営業
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) ギャンブルにかかるもの
- (4) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- (5) 規制対象でない業種においても、社会問題をおこしている業種や事業者
- (6) 暴力団の利益になると認められるもの
- (7) その他各種法令に違反しているもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、企業協賛の対象となることが適当でない業種または事業者

6 協力依頼

財団は、名古屋港水族館主催の事業を実施するにあたり、企業団体等の協力が必要と認める場合は、企業団体等に対し、協力依頼書(第3号様式)により行うことができるものとする。(第3号様式)

7 その他

この基準に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附則

この基準は、平成23年8月1日から適用する。

附則

この基準は、平成24年8月1日から適用する。

附則

この基準は、平成27年4月1日から適用する。

協賛申出書

公益財団法人名古屋みなと振興財団 理事長 様

(会社名・団体等名) (代表者氏名)

標記につきまして、名古屋港水族館の理念に賛同し、「名古屋港水族館事業協賛取扱基準」 第3項第2号に基づき、下記のとおり協賛事業の実施を申し出ます。

記

実施期間	
事業内容	
	〔具体的内容〕
①資金協賛・物資協賛	
②サービスの提供	
③その他の取組み	
事業の PR	ホームページのリンク
	希望する ・ 希望しない
特記事項	

暴力団の利益となる事業内容であることが判明した場合は、同意を取り消します。